

## 第4章 地域福祉計画

## 基本目標 1 地域福祉を担う人づくり

### (1) 気軽にあいさつや声かけをします

市民が共に支えあう地域づくりのため、あいさつ・声かけの大切さを周知します。あいさつをする関係は、お互いを尊重し、信頼することにもつながります。

市民一人ひとりが率先してあいさつをするよう心がけ、良好な関係を築き、つながりのあるまちをつくる必要があります。

なお、感染症拡大防止の観点から、移動や集会の自粛や制限が求められる中、「新しい生活様式」に留意しながら取り組みます。

取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○あいさつや声かけの励行を推進します。</li> <li>○地域のモラル・マナーを向上するための情報を発信します。</li> <li>○地域コミュニティ（※）の市民意識を高めるまちづくりを支援します。</li> </ul>
----------	--

主な取り組み	●あいさつ運動を実施します。	関係各課
	●携帯電話やスマートフォンのモラルやマナーをまとめた「矢板市民の約束」を周知します。	生涯学習課
	●「ふれあいカード」を配布し子どもたちが各地の行事等に参加するきっかけとします。	生涯学習課

(※) 地域コミュニティ

ある一定の地域に属する人々のつながり、またはある一定の地域において、自主性と自らの責任において、住みよい地域づくりを行う地域集団のこと。

## (2) ふれあいや助けあいの活動を促進します

これからの地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりの参画が重要であり、そのための推進体制や組織をどのようにつくっていくかが今後の課題です。

こうした中、地域で暮らす元気な高齢者や、豊富な知識・経験・能力を持った退職者などの地域の人材や、福祉サービスの事業者や民生委員・児童委員などの連携をもとに、協力体制をつくる必要があります。

<p>取り組みの方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域行事への参加を呼びかけます。</li> <li>○ボランティア活動や地域行事の情報発信を通して、市民が参加しやすい環境をつくれます。</li> <li>○ボランティア団体の育成・支援を行います。</li> </ul>
-----------------	--

<p>主な取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「ふれあいカード」を配布し、子どもたちが各地の行事に参加するきっかけをつくれます。</li> </ul>	<p>生涯学習課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生涯学習情報「まなび」においてボランティア団体を紹介します。関係機関や団体等のイベントのチラシやポスターを生涯学習館の学びコーナーで周知します。</li> </ul>	<p>生涯学習課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会福祉協議会を通じて地域活動を担うボランティア団体の支援を行います。</li> </ul>	<p>社会福祉課</p>



### (3) 気軽に交流できる居場所を地域につくります

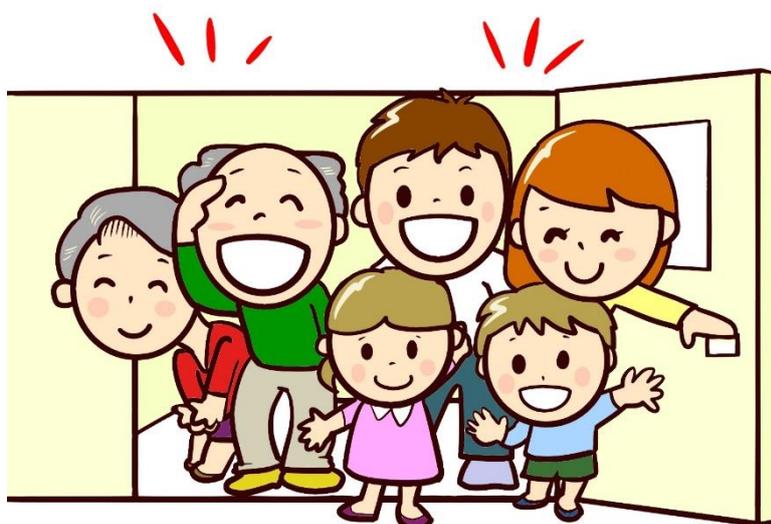
近所付き合いなど、身近なつながりが地域づくりの基本となりますが、核家族化や価値観の多様化などにより、近所付き合いが希薄となりつつあります。

お互いに支えあい、助けあって生活できる地域をつかっていくためには、あいさつする関係から一歩進んで、お互いを知る関係になることが大事になります。

支えあい、助けあって生活できる地域をつくる第一歩として、市民一人ひとりが身近なところからの交流やふれあいを大切にすることが重要であり、さらに地域の活動や交流の場に参加して、居場所をつくることが大切です。

<p>取り組みの方向性</p>	<p>○地域の居場所や世代間交流の場づくりを社会福祉協議会と協働して支援します。 ○集える場所を確保するため、公共施設の有効活用に努めます。 ○高齢者生きがい通所施設の活動の周知を図るとともに、活動の活性化に努めます。</p>
-----------------	---

<p>主な取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の高齢者サロンへ運営支援を行います。</li> <li>●高齢者生きがい通所施設の運営にあたり、世代間交流事業を開催します。</li> </ul>	<p>高齢対策課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●泉はつらつ館については、公共施設の複合化にあたり、事業内容の検討と効果的な事業実施を図ります。</li> </ul>	<p>高齢対策課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「広報やいた」や市ホームページに、高齢者生きがい通所施設の行事等を掲載し周知に努めます。</li> </ul>	<p>高齢対策課</p>



#### (4) 健康でいきいき元気なまちをつくります

がん、脳卒中、心臓病、糖尿病などの生活習慣病は増加を続けています。こうした中で、高齢社会を迎えた今、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを見つけ、健康でいきいきと末永く暮らすことができるよう、「助けあい支えあう地域づくり」を推進することが重要となります。

取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康診査やがん検診などを実施します。</li> <li>○年代に応じた健康づくりに関する情報提供に努めます。</li> <li>○健康づくりの必要性の情報を発信します。</li> <li>○健康づくりに関する講座の実施に努めます。</li> <li>○介護予防に関する情報を発信します。</li> <li>○健康づくりや介護予防を推進するボランティアを養成します。</li> </ul>
----------	---

主な取り組み	●受診勧奨をはがきや電話で行い、受診率を上げるよう努めます。	健康増進課
	●健診結果の説明や、栄養相談、歯科相談を行い健康に対する意識づけに努めます。	健康増進課
	●広報やいた、市ホームページ、やいこみゆにて健診情報の提供や、各公共施設に健診日程を記載したカードの設置をします。	健康増進課
	●健康まつりにおいて体組成、身長、血圧、骨密度等の測定を行い、来場者の健康チェックを実施します。	健康増進課
	●出前講座では、生活習慣病やフレイル予防、感染症対策などの教室を実施します。 ●運動教室は、フィットネスやヨガを実施します。	健康増進課
	●介護予防教室を市内自治公民館等で実施し、介護予防に対する意識づけに努めます。	高齢対策課
	●シルバーサポーターの会員の増員に努めます。また、シルバーサポーター研修会を開催し、介護予防の知識と技術向上の支援をします。 ●矢板市健康づくりみどりの会の会員の増員に努めます。	高齢対策課 健康増進課

## 基本目標 2 みんなでつながる安心安全なまちづくり

### (1) 困っている人を見つけやすい体制をつくります

地域においては、高齢者をはじめ、障がいのある人、子育てをしている人、日々の生活に困難を抱えている人など、支援を必要とする人たちが暮らしています。

近年では、社会的孤立、ダブルケア（※1）、ヤングケアラー（※2）、8050問題（※3）、生活困窮等の問題が、複雑化・複合化しており、こうした問題を抱えた人たちが、身近な地域で安心して生活していけるよう、困っている人を早期に発見するとともに、適切な支援を行う活動や体制が必要です。

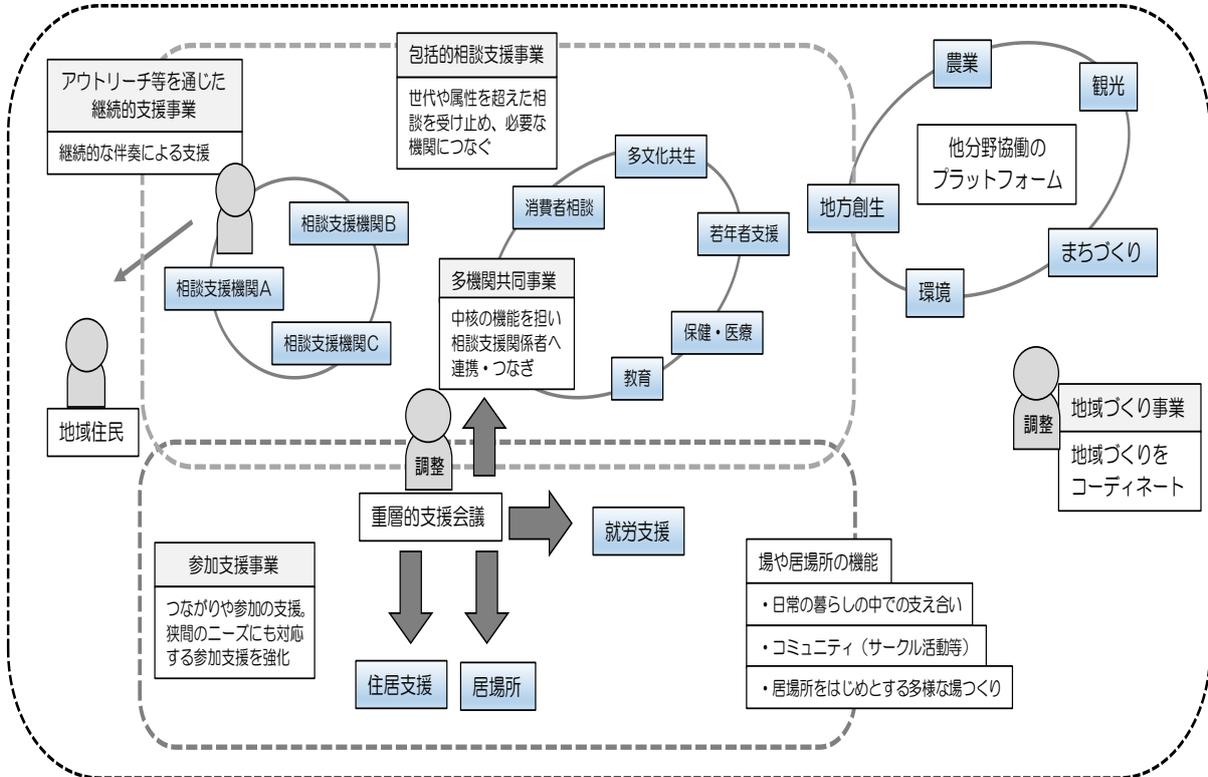
また、国が示す新たな事業である重層的支援体制整備事業（1.相談支援、2.参加支援、3.地域づくりに向けた支援）の実現に向けて、体制の構築に取り組みます。

<p>取り組みの方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活困窮者自立支援事業を推進します。</li> <li>○虐待などの早期発見に努め、関係機関と連携して問題解決に努めます。</li> <li>○関係団体と連携し、地域支えあい体制づくりを支援します。</li> <li>○地域包括支援センターで高齢者等の相談を受け、訪問します。</li> <li>○地域共生社会の実現のため、庁内協議や関係機関との連携会議を実施し、重層的支援体制整備事業の実現に向けた具体的な体制づくりを進めます。</li> </ul>
-----------------	--

<p>主な取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第二のセーフティネットとして、社会福祉協議会と連携して自立に向けた支援をします。</li> </ul>	<p>社会福祉課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民生委員・児童委員へ地域の見守りを依頼し、虐待などの早期発見に努めます。</li> <li>●子どもの虐待については、要保護児童対策地域協議会にケースとして挙げて援助を行います。</li> </ul>	<p>社会福祉課 高齢対策課 子ども課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治公民館等を活用した高齢者の集いの場（きらきらサロン）の運営支援を行います。</li> <li>●生活支援コーディネーターを中心として、地域の支えあい体制づくり、きらきらサロン立ち上げ支援を行います。</li> </ul>	<p>高齢対策課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域包括支援センターの各圏域で高齢者等の相談を受け、訪問等を行います。</li> </ul>	<p>高齢対策課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●属性や世代を問わず包括的に相談を受け止めます。（包括的相談支援事業）</li> </ul>	<p>関係各課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者ニーズを踏まえた、丁寧なマッチングメニューをつくります。（参加支援事業）</li> </ul>	

<p>主な取り組み</p>	<p>●世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備します。(地域づくり事業)</p>	<p>関係各課</p>
---------------	---	-------------

【重層的支援体制整備事業のイメージ】



資料：厚生労働省資料より

(※1) ダブルケア

子育てと親や親族の介護の時期が重なったため、両方を並行して担わなければならない状態のこと。

(※2) ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されているような、家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものこと。

(※3) 8050問題

80代の親と50代の子どもの組みあわせによる生活問題のこと。80代前後の高齢の親が、同居する50代前後の子どもの生活を支えることにより、社会的孤立を深め、経済的にも困窮する世帯が増えています。

## (2) 地域ぐるみで防犯活動を強化します

子どもや高齢者、障がい者などの市内の交通事故や犯罪被害、消費生活トラブルを防止するため、市民、警察などと連携しながら、地域の見守り活動や児童・生徒への登下校時の声かけ運動の支援、防犯灯の設置など、犯罪の発生しにくい環境づくりに努めます。

今後も、警察や学校、関係機関と連携し、地域の自主的な活動を支援し地域ぐるみの見守りを推進します。

取り組みの 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安心して安全なまちづくりを積極的に推進します。</li> <li>○防犯・交通安全の情報発信をします。</li> <li>○警察署など関係機関・団体との連携の強化に努めます。</li> </ul>
--------------	--

主な取り組み	●カーブミラーや防犯灯を設置します。	生活環境課
	●広報やいた、市ホームページで情報を発信するほか、緊急を要する場合は防災行政無線により情報発信を行います。	生活環境課
	●警察・消防・消防団との連絡網を整え、連携を取りながら防犯活動に努めます。	生活環境課

### (3) 災害に対して安心できる地域をつくります

台風や地震などの自然災害の発生や感染症の拡大は、すべての地域住民に大きな被害を及ぼす可能性があります。そのため、平時から市民一人ひとりが防災意識を持つことと、感染症対策への対応を図ることが必要です。

そのため、自主防災組織の設立を支援し、さらに防災訓練などにより機能強化を図ることが重要です。

更に防災に強いまちづくりを進めるためには、自主防災組織の強化だけでなく、自助・互助・公助による防災対策がそれぞれ協力・連携しあうことが必要です。

取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災対策の充実を図ります。</li> <li>○地域の防災活動を支援します。</li> <li>○災害発生時において、要支援者が迅速かつ安全に避難できるような体制づくりに努めます。</li> <li>○避難行動要支援者名簿を作成・管理し、関係機関・団体へ提供します。</li> <li>○避難行動要支援者名簿の周知に努めます。</li> <li>○福祉施設を災害発生時の要支援者のための避難所にできるよう、各施設事業者と協議します。</li> <li>○感染症対策の推進を図ります。</li> </ul>
----------	--

主な取り組み	●備蓄品の充実及び物資供給の拡充を図ります。	生活環境課
	●行政区において自主防災組織を形成する支援を行います。	生活環境課
	●災害対応マニュアルを作成し、要支援者が迅速かつ安全に避難できるような体制づくりを行います。	社会福祉課
	●避難行動要支援者名簿を作成・更新し、災害対策担当課や警察、消防等に提供します。	社会福祉課
	●避難行動要支援者名簿について広報やいたにて周知し、該当者に対し個別に制度の案内を通知します。	社会福祉課
	●福祉避難所となり得る施設が市内に新たに開設された場合、協定締結となるよう努めます。	社会福祉課
	●感染症防止対策に関する情報提供や周知啓発に努めます。	健康増進課

## 基本目標 3 安心して社会参加できる地域づくり

### (1) 情報が得やすく、相談しやすい体制をつくりま

市民が抱える課題や問題を早期に発見し、深刻な事態に陥る前に適切に対応するには、気軽に相談することができる場を確保することが必要となっています。

各相談窓口の周知を図り、認知度を高めるとともに、身近な地域の中で、生活に関する相談を気軽にすることができることや、必要に応じて最適な相談機関などを紹介してくれるような、総合的な相談支援体制の充実を図ることが必要となっています。

多様化している福祉サービスを、相談だけでなく利用者自身でも適切に選択できるように、情報提供を工夫する必要も求められています。

取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市外からの転入者に対して、お知らせを配布します。</li> <li>○市民にわかりやすく情報を伝えます。</li> <li>○必要な情報が簡単に入手できるよう、情報提供の方法を工夫します。</li> <li>○市民のニーズの把握に努めます。</li> <li>○福祉サービスに関する情報や、関係機関・団体の活動内容についての情報提供に努めます。</li> <li>○市の各種相談窓口の充実に努めます。</li> <li>○子育て支援（ファミリーサポート・児童館・学童保育館）を行います。</li> </ul>
----------	--

主な取り組み	●転入者に対して「市民生活ガイドブック」の他医療機関一覧、保健事業のお知らせなどを配布します。	市民課
	●「広報やいた」は全ページカラー刷りとし、コーナーごとに色分けし、読みやすく作成します。ホームページはアクセシビリティの規格を順守します。	秘書広報課
	●ホームページ、携帯アプリ、テレビやラジオにより市の情報を発信します。	秘書広報課
	●市政に関する問い合わせがしやすい環境づくりを実施します。	秘書広報課
	●福祉サービスに関する制度や施設内容の情報はじめ、各種制度や施設の案内、活動報告書等を設置し情報提供します。	社会福祉課

主な取り組み	●各課連携を図り、お待たせしない、わかりやすい対応に努めます。	社会福祉課
	●問題を抱えている保護者や子どもの把握に努めます。	子ども課
	●介護サービスに関する制度や施設の情報を提供します。	高齢対策課



## (2) 適切な福祉サービスを提供します

住み慣れた地域で生活するためには、福祉サービスの充実も必要となります。

特に、高齢者福祉や障がい者福祉においては、住み慣れた地域で自立した生活を送ることが求められており、在宅サービスの充実や家族介護者への支援がますます重要となってきています。

サービスの量的充実だけでなく、利用者の立場にあった福祉サービスを提供できるよう、人材の資質の向上などによる、サービスの質的向上を図ることも必要となっています。

また、誰もが安心して必要なサービスを利用できるよう、成年後見制度を周知するとともに、利用の促進を図り、制度を定着させることが大切です。

<p>取り組みの方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各福祉分野の計画に基づき、福祉サービスの利用を促進します。</li> <li>○新たな福祉ニーズの把握とその対策について検討します。</li> <li>○家族介護の労をねぎらうための支援に取り組みます。</li> <li>○各窓口において、苦情や相談などを積極的に受け付け、速やかに苦情を解決し、再発防止につなげるよう取り組みます。</li> <li>○サービス提供事業者が、サービスの質を高め、利用者が適切にサービスを選択できるよう、第三者評価制度の導入を働きかけます。</li> <li>○成年後見制度について周知するとともに、制度利用を支援します。</li> </ul>
-----------------	--

<p>主な取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報やいた、市ホームページ、窓口にて適切なサービスの利用を促します。</li> </ul>	<p>社会福祉課 高齢対策課 子ども課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談者のニーズを把握します。(家庭相談員の設置など)</li> </ul>	<p>社会福祉課 高齢対策課 子ども課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護者健康相談、家族介護者の会の開催、介護手当、重度心身障害児者介護手当の支給を行います。</li> </ul>	<p>社会福祉課 高齢対策課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●窓口に来庁した市民に困りごとはないか、積極的に声かけをします。</li> </ul>	<p>社会福祉課 高齢対策課 子ども課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運営推進会議による事業評価や、監査法人や運営推進会議による外部評価を実施します。第三者評価制度の導入を働きかけます。</li> </ul>	<p>社会福祉課 高齢対策課</p>

<p>主な取り組み</p>	<p>●成年後見制度利用促進基本計画を定め、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的な促進を図ります。 (矢板市成年後見制度利用促進基本計画参照)</p>	<p>社会福祉課</p>
---------------	--	--------------

## 矢板市成年後見制度利用促進基本計画

### ア) 計画の目的

成年後見制度とは認知症や知的障がい、精神障がい、発達障がいなど判断能力が十分でない方が、さまざまな契約や財産管理などをするとき不利益を生じることがないように、本人を守り、支援する人（成年後見人等）を選任する制度です。

核家族化や、超高齢社会を迎えた現在、単身高齢者や認知症高齢者は増加傾向にあり、判断能力が十分でない方の権利を擁護する成年後見制度の必要性が高まっています。

本市では「矢板市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、ノーマライゼーション（※）、自己決定権の尊重、身上保護の理念の尊重を図ることとします。

### イ) 計画の位置づけ・期間

本計画は「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 条）」第 14 条第 1 項の当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画として位置づけます。

また、本計画は「矢板市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第 3 期）」と一体の計画として策定することから、計画期間は令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間とします。

### ウ) 矢板市の現状と課題

○本市の知的障がい者と精神障がい者及び高齢者は、平成 30 年から令和 4 年にかけて、いずれも増加傾向にあります。

○市民アンケート調査における成年後見制度の認知度は、  
「知らない」 … 36.4%

「聞いたことはあるが内容はよく知らない」 … 29.4%

約 65%の方が、制度について知らない、分からないという結果になっています。

○市民アンケート調査における成年後見制度が必要になった場合の利用意向は、  
「分からない」 … 59.9%

という結果となっています。

○今後は制度の周知及び権利擁護の重要性についての周知が必要となります。また、相談・対応体制の整備が求められます。

工) 今後の取り組み

取り組み	内容
成年後見制度の周知啓発 相談対応	○地域包括支援センターや関係機関等と連携し、利用促進に向けた周知啓発を行います。 ○権利擁護に関する相談に対応します。
成年後見制度利用支援事業 の実施	○単身や親族関係の事情により手続きを進められない場合は、家庭裁判所に後見開始の審判等を市長が申し立てるなどの支援を行います。 ○申し立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な方への助成を行います。
成年後見制度と他の公的 サービスとの一体的提供	○他の公的サービス等と連動した一体的なサービスの提供を図ります。 ○関係機関と連携し、スムーズな成年後見制度の利用を支援します。
地域連携ネットワークの 構築	○地域の専門職団体等の協力を得ながら地域連携ネットワークの構築を目指します。
実施体制の整備	○関係機関と協力して権利擁護に関わる支援や制度の利用促進に取り組みます。 ○権利擁護支援が必要な人への早期把握と支援が行われる体制づくりを目指します。

(※) ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、互いに支えあい、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すこと。

### (3) 社会参加しやすい環境づくりを支援します

高齢者も障がいのある人も自由に外に出て、それぞれの能力を活かしながら、就労・趣味や地域活動、ボランティア・スポーツ・レクリエーションなど、さまざまな活動に参加できる環境づくりが求められています。

そのためには、不特定多数の人が利用する公的な施設が、誰にとっても使いやすく安全なものになるようバリアフリー化を進める必要があります。また、より多くの人を使いやすく快適に利用できるユニバーサルデザインをまちづくりに取り入れ、すべての人が活動しやすい生活環境の整備を進めることが必要です。

高齢者が培ってきた豊富な知識・技能・経験などを地域で活かすことは、高齢者本人の生きがいにつながるだけでなく、地域の活性化にも大きく貢献します。よって、高齢者の地域活動への参加の促進や、就労を望む高齢者への就労支援が求められています。

また、障がいのある人の雇用や働く場づくりも課題となっています。今後はさらに、障がいの度合いや障がいの種別に応じた雇用の場の確保が求められています。

<p>取り組みの方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者総合支援法（※）に基づく移動支援事業や意思疎通支援事業などの地域生活支援事業の充実を図ります。</li> <li>○高齢者や障がいのある人などを街なかで気軽に手助けできるよう、「心のバリアフリー」について周知を図ります。</li> <li>○高齢者・障がい者雇用に関する情報提供に努めます。</li> <li>○子育て支援の充実を図ります。</li> </ul>
-----------------	--

<p>主な取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●移動支援事業を行います。また手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。</li> </ul>	<p>社会福祉課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「認知症サポーター」を養成します。</li> <li>●「障がい者週間のつどい」を実施します。</li> <li>●障がい福祉出前講座を実施します。</li> <li>●手助けが必要な人と、手助けをしたい人とをつなぐ「ヘルプカード」の配布を実施します。</li> </ul>	<p>社会福祉課 高齢対策課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●シルバー人材センターや公共職業安定所などの関係機関と連携し、高齢者や障がい者の雇用に関する情報提供に努めます。</li> </ul>	<p>社会福祉課 高齢対策課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ファミリーサポート事業の周知を図り提供会員を増やします。</li> </ul>	<p>子ども課</p>

(※) 障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の略称

## 基本目標 4 地域共生社会推進の仕組みづくり

### (1) 支えあう地域福祉を広めます

行政区加入率の低下などに見られるように、地域社会のつながりや助けあい意識が希薄化してきている上、介護保険制度や障害者自立支援制度など、各種の公的な福祉サービスが分野ごとに整備されてきたことに伴い、自助・互助の意識が薄れてきています。

しかしながら、地域福祉の推進には、お互いに支えあい、助けあうことによって、誰もが安心して暮らすことのできる地域をつくるという考え方を、みんなで共有することが第一歩です。

そのため、地域福祉の考え方や趣旨について広く周知し、地域に住む一人ひとりが地域の主役は自分たちであることを自覚し、それぞれの役割をしっかりと認識・実行するよう、働きかけをしていく必要があります。

取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉の考え方や趣旨について広く周知していきます。</li> <li>○地域福祉についての講演会・勉強会などを開催します。</li> <li>○「福祉まつり」を支援します。</li> </ul>
----------	--

主な取り組み	●「広報やいた」や市ホームページなどで、地域福祉の考え方や趣旨をわかりやすく発信します。	社会福祉課
	●「福祉のつどい」にて地域福祉についての講演会を行います。	社会福祉課
	●感染症を考慮しつつ、「福祉まつり」が開催された際には、地域福祉について広く周知していく目的の一つとして支援します。	社会福祉課

## (2) 地域を支える人材を育てます

近年、社会の変化や家族形態・価値観の多様化などにより、地域社会の交流が減少しています。そのため、人と人との心のふれあいの機会も減り、思いやりやいたわりを育むことも難しくなりつつあります。

子どもから大人まで、すべての市民がお互いを思いあい、気持ちを大切にし、尊重しあえる心を育てていくことが、地域福祉を推進していくうえで必要なこととなります。

また、地域福祉を進める上での主役は市民であり、まちづくりへの市民の参画は必要不可欠なものです。地域づくりに意欲を持った人材を発掘・育成するための仕組みをつくるとともに、活動したいと考えている人を、ボランティア団体などにつなげていくことが、地域福祉の推進へ向けて必要となっています。

<p>取り組みの方向性</p>	<p>○学校や地域などへ地域福祉活動の担い手となるよう働きかけます。</p> <p>○行政区や民生委員・児童委員の活動内容を情報発信するとともに、活動への支援を行います。</p> <p>○地域福祉の担い手としての人材育成に努めます。</p>
-----------------	--

<p>主な取り組み</p>	<p>●さまざまな団体を通じて地域福祉活動の担い手となる方へ働きかけを行います。</p>	<p>社会福祉課</p>
	<p>●イベント開催時に民生委員・児童委員協議会連合会のPRや民生委員・児童委員の啓発活動を行います。</p>	<p>社会福祉課</p>
	<p>●より多くの市民が地域福祉活動の担い手となるよう働きかけを行い、人材育成に努めます。</p>	<p>社会福祉課</p>



### **(3) さまざまな団体の交流や連携を図る仕組みをつくります**

地域には、地域福祉に関連する活動を行うさまざまな団体があり、地域に根ざした活動を行う団体や、ボランティア団体のように地域を越えた広い範囲で活動している団体など、それぞれが目的を持って活動しています。

これからの地域福祉を考えていくうえで、これらの活動が幅広く連携、交流していくことが地域のさまざまな問題を解決するために必要です。

取り組みの方向性	○各種ボランティア団体の活動支援や、情報提供の充実を図ります。
----------	---------------------------------

主な取り組み	●ボランティア養成やコーディネート機能の強化に向けて社会福祉協議会と連携し、活動の支援を行います。	社会福祉課
--------	---	-------

#### (4) 社会福祉協議会の活性化を図る仕組みをつくります

社会福祉協議会は、地域福祉を推進するための中心的な団体として位置づけられており、市全体の福祉意識の高揚を図り、活発な活動に結びつけていくための重要な役割を果たしていくものとして期待されています。

今後は、これまで以上に幅広い市民の参加を積極的に勧め、地域に根ざした事業を進めるとともに、関係機関や団体などとの連携を強化し、活発に地域に入り地域福祉を推進していくことが必要となります。

<p>取り組みの方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉協議会の活動内容を周知します。</li> <li>○社会福祉協議会の積極的な活動展開を期待し、支援を行います。</li> <li>○募金活動の必要性を周知し、その活動に協力します。</li> </ul>
-----------------	---

<p>主な取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会福祉協議会と連携し「社協だより」や「社協ホームページ」により活動内容を周知します。</li> </ul>	<p>社会福祉課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会福祉協議会を地域福祉推進のための中核的役割を担う組織として位置づけ、定期的な情報交換・連携を図りながら活動を支援します。</li> </ul>	<p>社会福祉課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「赤い羽根共同募金」「歳末たすけあい募金」等、各種募金について協力します。</li> </ul>	<p>社会福祉課</p>

